

審査基準

- 1 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- 2 海岸保全施設に関する工事及びその整備に関する基本計画の遂行を阻害するものではないこと。
- 3 工作物等を設置する場合、安全な構造であること。
- 4 危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。
- 5 環境を悪化させるおそれがないこと。
- 6 その他、占用の期間、場所、面積、数量、方法等が適正なものであること。
（「海岸法の施行について」（昭和31年31農地第4822号、港管第2739号、建発河第107号）を参照のこと）

参考

海岸法の施行について（抜粋）

第4 海岸保全区域の占用及び海岸保全区域における行為の制限

- 1 法第7条第1項の規定による占用の許可は、国有財産法上の公共財産たる国有海浜地について行うものであるので、その許可に際しては、当該公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をするよう、その運営の適切を期せられたいこと。
- 2 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用することとは、一定の区画の土地を排他的独占的に継続して使用することであり、耕作の用に供する場合、材料置場とする場合等も含まれるものであること。なお、漁具、漁獲物の乾場、船揚場、穀物乾場、牛馬のけい留のための施設等簡易軽微なものについては許可を要しないものとする。
- 3 占用の許可の際には、規則第3条に規定する申請書の記載事項に関する条件のほか、占用に伴う第三者との関係に関する条件、附帯工事に要する費用に関する条件、原状回復に関する条件、許可の効力が失効する場合の条件等、個々具体的な場合において種々の条件を附することにより占用が海岸の保全に支障を与えないよう措置すること。
なお、右の条件を附するに当たっては、占用の許可を受けた者の権利を不当に制限するような義務を課することのないよう十分配慮され遺憾のないように期せられたいこと。
- 4 海岸保全区域における制限行為は、法第8条第1項各号に掲げるとおりであるが、これらに該当する行為のうち、令第3条に掲げるものは許可を要しないのであるから次の要領に従って措置されたいこと。
 - 一 他の法律の許可等を受けた行為は、許可等の内容となつている行為のみに限られ、許可等を受けた行為に関連する他の行為又は許可等を受けた行為をするための他の行為を含まないものであること。従って、例えば、公有水面埋立の場合、当該埋立という行為そのものはこれに該当するが、埋立をするための土石の掘採は含まないものであること。
 - 二 令第3条第9号、第12号及び第13号の規定により指定する深さ及び載荷重は、関係行政機関の意見を聞いた上、海岸の保全に支障のないと認められるものを定めるものとし、不当に国民の権利を制限しないよう考慮するものとする。
- 5 ある行為が法第7条及び第8条に該当する場合、例えば法第7条の占用して土石を採取する場合には、法第7条及び法第8条の許可を同時に必要とするものであり、又

- 法第8条第1項第1号に該当する行為及び同条同項第2号に該当する行為を同時に行う場合においても、両者に対する許可がそれぞれ必要であること。
- 6 法第7条及び法第8条の許可の申請書については、規則第3条及び第4条に規定しているところであるが、申請書記載事項に変更があつた場合には、すみやかにその旨の申請書を提出させるよう措置を講じておくこと。
 - 7 海岸管理者は、工業用水法の適用を受けない工業用井戸について法第8条第1項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ通商産業局長の意見を聞くものとする。
 - 8 海岸管理者が公衆電気通信法施行令第3条第2項に規定する場合における法第7条第1項、第8条第1項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、水底線路の保護に対する支障の有無について日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社の意見を聞くこと。
 - 9 法第8条第1項第3号の規定に基く令第4条の規定による制限行為の態様としては、木材の投棄又は繫留、廃液の放出、特定の重量物を置くこと等の行為があるが、その指示に当たつては、関係行政機関の意見をきくとともに、具体的に行為を明示して行うこと。